平成２９年（フ）第９号
新潟県上越市五智３丁目13番１―202号　アシスト上越マンションⅠ　202号
債務者　小林　啓介
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１１号
新潟県上越市国府４丁目４番６―202号　ベロウ国府202号、申立時の住所新潟県上越市春日山町１丁目23番11号　スイートピア207号
債務者　巻渕　郁哉
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１８４号
名古屋市緑区浦里１丁目111番地　アドバンス浦里70号
債務者　伊藤　　昭
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
岡山県久米郡久米南町下弓削1703番地　中須賀団地３号、前住所岡山県岡山市北区建部町大田1531番地　𠮷村方
債務者　別所　誠洋
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲88番地１山口マンション203号室
債務者　白石　幸恵
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２４号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1217番地　サニーサイドA202
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２８号
長崎県長崎市上西山町17番５―202号
債務者　竹内　正樹
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
長崎県長崎市江の浦町６番７号
債務者　六倉　元明
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
平成28年９月16日までの住所　宮城県大崎市古川中島町９番６号
債務者　土生　希望（旧姓宍戸・石井　平成２年２月８日生）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
茨城県筑西市成田955番地４　レジェンドハウス１
債務者　髙正　和也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３４号
茨城県古河市諸川1097番地１　さくらハイツＢ棟　204号室、前住所茨城県古河市上片田1383番地38
債務者　河上直人こと　カワカミ　マルシオナオト（ＫＡＷＡＫＡＭＩ　ＭＡＲＣＩＯ　ＮＡＯＴＯ）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３５号
茨城県古河市諸川1097番地１　さくらハイツＢ棟　204号室、前住所茨城県古河市上片田1383番地38
債務者　カワカミ　ノリリン　アンドグ（ＫＡＷＡＫＡＭＩ　ＮＯＲＩＬＹＮ　ＡＮＤＯＧ）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４３号
茨城県常総市水海道山田町1093番地１　サンコーポ６　201号
債務者　宮田　武匡
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８号
千葉県茂原市下太田850番地７
債務者　近藤　俊佑
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
岐阜市須賀３丁目22番６号　（シャンブルクレールＵⅢ　106号室）
債務者　山内　美樹
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６号
岐阜市長良校文町26番地
債務者　菊渕すず子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　岐阜地方裁判所